

令和5年5月9日

保護者 様

山県市教育委員会

学校において予防すべき感染症に罹患した場合の手続きについて

平素は学校教育に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、インフルエンザなどの学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、医師記入の治癒証明書等の提出を求めないこととし、「学校において予防すべき感染症罹患報告書」1枚を保護者の責任において正しく記入し、確実に学校へ提出していただいております。5月8日から新型コロナウイルス感染症が、インフルエンザ等と同様の第5類感染症へと移行いたしました。それに伴い、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合も、インフルエンザと同様に「学校において予防すべき感染症罹患報告書」1枚を保護者の責任において正しく記入し、確実に学校に提出をお願いいたします。

なお、感染症に罹患した場合は、これまでどおり医師の指示により対応していただきます。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

*裏面の「学校において予防すべき感染症罹患報告書」は、必要に応じて学校に取りに来ていただくか、各校のホームページより印刷して使用してください。

令和 年 月 日

山県市立桜尾小学校長 様

学校において予防すべき感染症罹患報告書

このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

児童生徒名	
保護者名	
病名	
医療機関名	
医師に診断を受けた日	年 月 日 ()
療養した期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()

【報告に際しての留意事項】

- ・個人情報については、学校で厳重に管理し、目的外には使用しません。
- ・登校については、医師の指示にしたがってください。